

議案第52号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同法同条第3項の規定により、これを本会議に報告して承認を求める。

平成21年 5 月12日

三朝町長 吉 田 秀 光

専決第3号

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、三朝町税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分する。

平成21年3月31日

三朝町長 吉田秀光

三朝町条例第19号

三朝町税条例等の一部を改正する条例

(三朝町税条例の一部改正)

第1条 三朝町税条例(昭和45年三朝町条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動条項」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動後条項」という。)が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項(以下この条において「削除条項」という。)を削り、移動後条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動後条項(以下この条において「追加条項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに削除条項を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに追加条項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(町民税の申告) 第36条の2 略 2及び3 略 4 給与所得等以外の所得を有しなかった者 (第1項又は前項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除又は同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄付金控除額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、 <u>施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式</u> による申告書を町長に提出しな	(町民税の申告) 第36条の2 略 2及び3 略 4 給与所得等以外の所得を有しなかった者 (第1項又は前項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除又は同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄付金控除額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、 <u>施行規則第5号の5様式又は第5号の6様式</u> による申告書を町長に提出しなければならない。

ければならない。 5～8 略 (個人の町民税の徴収の方法) 第38条 個人の町民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。 2 略 (公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収) 第47条の2 略 2 <u>前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の町民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割及び均等割の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度に初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。</u> (特別徴収義務者) 第47条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付(法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払をする者(以下こ	5～8 略 (個人の町民税の徴収の方法) 第38条 個人の町民税は、第44条、第47条の2第1項若しくは第2項、第47条の5又は第53条の5の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。 2 略 (公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収) 第47条の2 略 2 <u>前項の特別徴収対象年金所得者について、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の所得に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合(第44条第2項ただし書に規定する場合を除く。)においては、当該給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を前項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。</u> 3 <u>第1項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の町民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割及び均等割の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度に初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。</u> (特別徴収義務者) 第47条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額(同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。)の特別徴
---	--

の節において「年金保険者」という。)とする。

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合計額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該年度の前年度において第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額をいう。以下この節において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2 当該年度の初日からその属する年の9月30日までの間において前項の規定による特別徴収が行われた特別徴収対象年金所得者については、第47条の2第1項の規定の適用がある場合における同項及び並びに第47条の3及び前条の規定の適用にあつては、第47条の2第1項中「の2分の1に相当する額」とあるのは、「から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税

収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（以下この節において「年金保険者」という。）とする。

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合計額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該年度の前年度において第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額（同条第2項の規定により当該年金所得に係る特別徴収税額に加算した所得割額がある場合にあっては、当該所得割額を控除した額）に相当する額をいう。以下この節において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2 当該年度の初日からその属する年の9月30日までの間において前項の規定による特別徴収が行われた特別徴収対象年金所得者については、第47条の2第1項の規定の適用がある場合における同項及び同条第2項並びに第47条の3及び前条の規定の適用にあつては、第47条の2第1項中「の2分の1に相当する額」とあるのは、「から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮

額を控除した額」とし、同条第2項の規定は、適用しない。

- 3 第47条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と第47条の3中「前条第1項」とあるのは「第47条の5第1項」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 略

2～5 略

- 6 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）
第23条第1項の規定によって使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣工通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、地方開発事業団及び合併特例区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定によって使

特別徴収税額を控除した額」とし、同条第3項の規定は、適用しない。

- 3 第47条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と第47条の3中「（同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。）」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 略

2～5 略

- 6 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）
第23条第1項の規定によって使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣工通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、地方開発事業団及び合併特例区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定によって使

用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によって使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の2に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす。

（固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2

又は第12号の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を当該土地、家屋又は償却資産が学校法人、私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人、公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯

用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によって使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第2号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の2に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす。

（固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第56条 法第348条第2項第9号又は第12号の

固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を当該土地、家屋又は償却資産が学校法人、私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人、公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、公益社団法人、公益財団法人、公的医療機関の開設者若しくは令第49条の10に規定する医療法人で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの若しくは公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場

科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの若しくは公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、町長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略	合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、町長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略
<u>第58条の2 法第348条第2項第11号の5の固定資産について同項本文の規定を受けようとする者は、土地については第1号に、家屋については第2号及び第3号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が社会医療法人の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を社会医療法人に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。</u> <u>(1) 土地の所在、地番、地目及び地籍並びにその用途</u> <u>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</u> <u>(3) 直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供し始めた時期</u> <u>(4) 償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途</u> <u>(5) 直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供し始めた時期</u> （固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告） 第59条 法第348条第2項第3号、第9号から	（固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告） 第59条 法第348条第2項第3号、第9号から

第10号の7まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに町長に申告しなければならない。	第10号の7まで、第11号の3、第11号の4又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに町長に申告しなければならない。
(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)	(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)
第93条 略	第93条 略
2 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等に対し、民法（明治29年法律第89号）第482条に規定する他の給付又は同法第549条若しくは第553条に規定する贈与若しくは同法第586条第1項に規定する交換に係る財産権の移転として製造たばこの引渡しをした場合には、当該卸売販売業者等が当該引渡しの時に当該製造たばこを当該引渡しを受けた者に売り渡したものとみなして、前条第1項又は第2項の規定を適用する。	2 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等に対し、民法第482条に規定する他の給付又は同法第549条若しくは第553条に規定する贈与若しくは同法第586条第1項に規定する交換に係る財産権の移転として製造たばこの引渡しをした場合には、当該卸売販売業者等が当該引渡しの時に当該製造たばこを当該引渡しを受けた者に売り渡したものとみなして、前条第1項又は第2項の規定を適用する。
3及び4 略	3及び4 略
附 則 第1条～第7条の2 略	附 則 第1条～第7条の2 略
(個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除)	(個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除)
第7条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「町民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第34条の	第7条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「町民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の

3 及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

3 第1項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び町民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した町民税の住宅借入金等特別控除税額控除申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、町長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

第7条の3の2 平成22年度から平成35年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4の2第5項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

（1）前項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達されるときまでに提出されたもの及びその時までに提出され

所得割の額から控除する。

2 略

3 第1項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び町民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した町民税の住宅借入金等特別控除税額控除申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、町長に提出した場合（町民税の納税通知書が送達された後に町民税の住宅借入金等特別税額控除申請書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時まで町民税の住宅借入金等税額控除申告書が提出されなかったことについて、町長においてやむを得ない理由があると認めるとき又は法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

<u>た第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認める場合を含む。）</u>	
<u>（2） 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であって、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合</u>	
<u>3 第1項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。</u>	
（寄附金税額控除における特例控除額の特例）	（寄附金税額控除における特例控除額の特例）
第7条の4 略	第7条の4 略
（肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例）	（肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例）
第8条 略	第8条 略
2 前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものが含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、第36条の2第1項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同	2 前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものが含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、第36条の2第1項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同

法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、<u>附則第7条の3の2第1項</u>及び前条の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。 (1) 略 (2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、<u>附則第7条の3の2第1項</u>及び前条の規定により計算した所得割の額に相当する金額 3 略 (町民税の分離課税に係る所得割の額の特例等) 第9条 略 (読替規定) 第10条 法附則第15条、第15条の2 <u>又は第15条の3</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は法第349条の5」とあるのは「若しくは法第349条の5又は法附則第15条、第15条の2 <u>若しくは第15条の3</u>」とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の2 略 2 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第31条の規定による認定を受けた旨を証する書類及び当該貸家住	法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び前条の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。 (1) 略 (2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び前条第1項の規定により計算した所得割の額に相当する金額 3 略 (町民税の分離課税に係る所得割の額の特例等) 第9条 略 (読替規定) 第10条 法附則第15条、第15条の2、<u>第15条の3又は第39条第5項</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は法第349条の5」とあるのは「若しくは法第349条の5又は法附則第15条、第15条の2、<u>第15条の3若しくは第39条第5項</u>」とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の2 略 2 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第31条の規定による認定を受けた旨を証する書類及び当該貸家住
---	--

宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

3及び4 略

5 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した3月以内に次に掲げる次項を記載した申告書に施行規則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(7) 略

6 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

宅の建設に要する費用について同法第41条第1項の規定による地方公共団体の補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

3及び4 略

5 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した3月以内に次に掲げる次項を記載した申告書に施行規則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(7) 略

6 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

(阪神・淡路大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の3 法附則第16条の2第10項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条の2第13項第1号に掲げる書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令附則第12条の2第11項第2号から第4号までに掲げる者である場合にあっては、同項第1号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の2第10項の規定の適用を受けようとする家屋（次号において

	<u>「特例適用家屋」という。）の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積（法附則第15条の8第3項又は第5項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、前条第2項第2号又は第4項第2号に掲げる事項）</u> <u>（3） 特例適用家屋を取得し、又は改築した年月日（法附則第15条の6第1項若しくは第2項又は第15条の8第3項から第5項までの規定の適用を受けようとする場合にあっては、前条第1項第3号、第2項第3号、第3項第3号又は第4項第3号に掲げる事項）</u> <u>（4） 令附則第12条の2第11項第1号に規定する被災家屋（次号において「被災家屋」という。）の床面積</u> <u>（5） 被災家屋が共有物である場合にあっては、当該家屋に係る各共有者の持分の割合</u> <u>（6） その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</u> <u>2 法附則第16条の2第10項の規定を受ける家屋に係る平成17年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税については、前条第1項から第4項までの規定は適用しない。</u>
<u>（土地に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）</u> 第11条 略 <u>（平成22年度又は平成23年度における土地の価格の特例）</u> 第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準	<u>（土地に対して課する平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）</u> 第11条 略 <u>（平成19年度又は平成20年度における土地の価格の特例）</u> 第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準

は、第61条の規定にかかわらず、<u>平成22年度分又は平成23年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。	は、第61条の規定にかかわらず、<u>平成19年度分又は平成20年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。
2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>平成22年度適用土地又は平成23年度類似適用土地</u>であつて、<u>平成23年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 （宅地等に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の特例）	2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>平成19年度適用土地又は平成19年度類似適用土地</u>であつて、<u>平成20年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 （宅地等に対して課する平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の特例）
第12条 宅地等に係る<u>平成21年度から平成23年度までの各年度分</u>の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等に係る<u>平成21年度から平成23年度</u>	第12条 宅地等に係る<u>平成18年度から平成20年度までの各年度分</u>の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等に係る<u>平成18年度から平成20年度</u>

までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては10分の6を乗じて得た額（当該住宅用地又は商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 住宅用地のうち当該住宅用地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該住宅用地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該住宅用地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受け

までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては10分の6を乗じて得た額（当該住宅用地又は商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 住宅用地のうち当該住宅用地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該住宅用地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該住宅用地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受け

る住宅用地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「住宅用地据置固定資産税額」という。）を超える場合には、当該住宅用地据置固定資産税額とする。	る住宅用地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「住宅用地据置固定資産税額」という。）を超える場合には、当該住宅用地据置固定資産税額とする。
5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>平成21年度から平成23年度までの各年度分</u>の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）が当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。	5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>平成18年度から平成20年度までの各年度分</u>の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）が当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。
6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>平成21年度から平成23年度までの各年度分</u>の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。	6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>平成18年度から平成20年度までの各年度分</u>の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。
<u>（農地に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の特例）</u>	<u>第12条の2 削除</u> <u>（農地に対して課する平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の特例）</u>

第13条 農地に係る平成21年度から平成23年
度までの各年度分の固定資産税の額は、当
該農地に係る当該年度分の固定資産税額
が、当該農地に係る当該年度分の固定資産
税に係る前年度分の固定資産税の課税標準
額（当該農地が当該年度分の固定資産税に
ついて法第349条の3又は法附則第15条から
第15条の3までの規定の適用を受ける農地
であるときは、当該課税標準額にこれらの
規定に定める率を乗じて得た額）に、当該
農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負
担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる
負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係
る当該年度分の固定資産税の課税標準とな
るべき額とした場合における固定資産税額
（以下「農地調整固定資産税額」とい
う。）を超える場合には、当該農地調整固
定資産税額とする。

略

（市街化区域農地に対して課する固定資産税
の課税の特例）

第13条の2 略

第14条～第15条 略

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条の2 附則第12条第1項から第6項ま
での規定の適用がある宅地等（附則第11条
第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法
第349条の3、第349条の3の2又は法附則
第15条から第15条の3までの規定の適用が
ある宅地等を除く。）に対して課する平成
21年度から平成23年度までの各年度分の特
別土地保有税については、第137条第1号及
び第140条の5中「当該年度分の固定資産税
の課税標準となるべき価格」とあるのは、
「当該年度分の固定資産税に係る附則第12
条第1項から第6項までに規定する課税標
準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地
評価土地の取得のうち平成18年1月1日か

第13条 農地に係る平成18年度から平成20年
度までの各年度分の固定資産税の額は、当
該農地に係る当該年度分の固定資産税額
が、当該農地に係る当該年度分の固定資産
税に係る前年度分の固定資産税の課税標準
額（当該農地が当該年度分の固定資産税に
ついて法第349条の3又は法附則第15条から
第15条の3までの規定の適用を受ける農地
であるときは、当該課税標準額にこれらの
規定に定める率を乗じて得た額）に、当該
農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負
担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる
負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係
る当該年度分の固定資産税の課税標準とな
るべき額とした場合における固定資産税額
（以下「農地調整固定資産税額」とい
う。）を超える場合には、当該農地調整固
定資産税額とする。

略

（市街化区域農地に対して課する固定資産税
の課税の特例）

第13条の2 略

第13条の3 削除

第14条～第15条 略

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条の2 附則第12条第1項から第6項ま
での規定の適用がある宅地等（附則第11条
第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法
第349条の3、第349条の3の2又は法附則
第15条から第15条の3までの規定の適用が
ある宅地等を除く。）に対して課する平成
18年度から平成20年度までの各年度分の特
別土地保有税については、第137条第1号及
び第140条の5中「当該年度分の固定資産税
の課税標準となるべき価格」とあるのは、
「当該年度分の固定資産税に係る附則第12
条第1項から第6項までに規定する課税標
準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地
評価土地の取得のうち平成18年1月1日か

ら平成24年3月31日までの間にされたもの
に対して課する特別土地保有税について
は、第137条第2号中「不動産取得税の課税
標準となるべき価格」とあるのは「不動産
取得税の課税標準となるべき価格（法附則
第11条の5第1項の規定の適用がないもの
とした場合における課税標準となるべき価
格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」
とし、「令第54条の38第1項に規定する価
格」とあるのは「令第54条の38第1項に規
定する価格（法附則第11条の5第1項の規
定の適用がないものとした場合における価
格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」
とする。

3～5 略

第16条～第16条の3 略

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民
税の課税の特例）

第16条の4 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次
に定めるところによる。

（1） 略

（2） 第34条の6から第34条の8まで、第
34条の9第1項、附則第7条第1項、附則
第7条の3第1項、附則第7条の3の2
第1項及び附則第7条の4の規定の適用
については、第34条の6中「所得割の
額」とあるのは「所得割額及び附則第16
条の4第1項の規定による町民税の所得
割の額」と、第34条の7第1項中「山林
所得金額」とあるのは「山林所得金額並
びに附則第16条の4第1項に規定する土
地等に係る事業所得等の金額」と、同項
前段、第34条の8、第34条の9第1項、
附則第7条第1項、附則第7条の3第1
項及び附則第7条の3の2第1項中「所
得割の額」とあるのは「所得割の額並び
に附則第16条の4第1項の規定による町
民税の所得割の額」と、第34条の7第1
項後段中「所得割の額」とあるのは「所

ら平成21年3月31日までの間にされたもの
に対して課する特別土地保有税について
は、第137条第2号中「不動産取得税の課税
標準となるべき価格」とあるのは「不動産
取得税の課税標準となるべき価格（法附則
第11条の5第1項の規定の適用がないもの
とした場合における課税標準となるべき価
格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」
とし、「令第54条の38第1項に規定する価
格」とあるのは「令第54条の38第1項に規
定する価格（法附則第11条の5第1項の規
定の適用がないものとした場合における価
格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」
とする。

3～5 略

第16条～第16条の3 略

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民
税の課税の特例）

第16条の4 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次
に定めるところによる。

（1） 略

（2） 第34条の6から第34条の8まで、第
34条の9第1項、附則第7条第1項、附
則第7条の3第1項及び附則第7条の4
の規定の適用については、第34条の6中
「所得割の額」とあるのは「所得割額及
び附則第16条の4第1項の規定による町
民税の所得割の額」と、第34条の7第1
項前段、第34条の8、第34条の9第1
項、附則第7条第1項及び第7条の3第
1項中「所得割の額」とあるのは「所得
割の額並びに附則第16条の4第1項の規
定による町民税の所得割の額」と、第34
条の7第1項後段中「所得割の額」とあ
るのは「所得割の額及び附則第16条の4
第1項の規定による町民税の所得割の額
の合計額」と、同条第2項及び附則第7
条の4中「所得割の額」とあるのは「所
得割の額並びに附則第16条の4第1項の

得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の合計額」とする。	規定による町民税の所得割の合計額」とする。
(3)及び(4) 略	(3)及び(4) 略
4 略	4 略
(長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)	(長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)
第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、<u>第35条の2第1項</u>又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。	第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。
2 略	2 略
3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1) 略	(1) 略
(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、<u>附則第7条の3の2第1項</u>及び附則第7条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、<u>第34条の7第1項</u>中「山林所得	(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、<u>第34条の7第1項前段</u>、第34条の8、第34条の9第1項、

<u>金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の合計額」とする。</u></u> (3)及び(4) 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例) 第17条の2 昭和63年度から<u>平成26年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の起因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。<u>以下この条において同じ。</u>）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)及び(2) 略 2 前項の規定は、昭和63年度から<u>平成26年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項	附則第7条第1項<u>及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の合計額」とする。</u> (3)及び(4) 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例) 第17条の2 昭和63年度から<u>平成21年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の起因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。）<u>以下この条において同じ。</u>）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)及び(2) 略 2 前項の規定は、昭和63年度から<u>平成21年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項
--	---

に規定する譲渡所得の起因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から<u>第35条の2</u>まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで又は第37条の9の2から<u>第37条の9の5</u>までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。 （居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例） 第17条の3 略 （短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例） 第18条 略 2～4 略 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （1） 略 （2） 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、<u>附則第7条の3の2第1項</u>及び附則第7条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第1	に規定する譲渡所得の起因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から<u>第35条</u>まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで又は第37条の9の2から<u>第37条の9の4</u>までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。 （居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例） 第17条の3 略 （短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例） 第18条 略 2～4 略 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （1） 略 （2） 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民
--	---

8条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、<u>第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の合計額」とする。</u></u>	税の所得割の額」と<u>第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の合計額」とする。</u>
(3)及び(4) 略 (株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)	(3)及び(4) 略 (株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)
第19条 略	第19条 略
2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1) 略	(1) 略
(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、<u>附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定の適用については第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、<u>第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定</u></u></u>	(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4の規定の適用については第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、<u>第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中</u>

による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。	「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。
(3)及び(4) 略	(3)及び(4) 略
(<u>特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例</u>)	(<u>特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例</u>)
第19条の2 町民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式（以下この項及び次項において「特定管理株式」という。）<u>又は同条第1項に規定する特定保有株式（以下この条において「特定保有株式」という。）</u>が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式<u>又は特定保有株式</u>の譲渡（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第8項第3号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。）をしたことと、当該損失の金額として令附則第18条の2第5項で定める金額は当該特定管理株式<u>又は特定保有株式</u>の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他のこの条例の規定を適用する。	第19条の2 町民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式（以下この項及び次項において「特定管理株式」という。）が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第8項第3号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。）をしたことと、当該損失の金額として令附則第18条の2第5項で定める金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他のこの条例の規定を適用する。
2及び3 略	2及び3 略
第19条の3～第19条の5 略	第19条の3～第19条の5 略
（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）	（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）
第20条 略	第20条 略
2 前項の規定は、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第36条の2第1項若しくは第4項の規定による申告書又は第5項において準用する同	2 前項の規定は、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第36条の2第1項若しくは第4項の規定による申告書又は第5項において準用する同

条第5項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書又は租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第11項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

3～5 略

6 第3項の規定の適用がある場合における第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第11項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第20条第5項において準用する前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第20条第5項において準用する前条第5項」とする。

（先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例）

第20条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の7に定めるところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、

条第5項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書又は租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第5項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

3～5 略

6 第3項の規定の適用がある場合における第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第5項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第20条第5項において準用する前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第20条第5項において準用する前条第5項」とする。

（先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例）

第20条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の7に定めるところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額

先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、<u>附則第7条の3の2第1項</u>及び附則第7条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、<u>第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項</u>及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</u> (3)及び(4) 略 (先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除) 第20条の3 略 (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)	(先物取引に係る雑所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、<u>第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)及び(4) 略 (先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除) 第20条の3 略 (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)
--	---

第20条の4 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第1項に規定する条例適用利子等の額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)及び(4) 略

3及び4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第3項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項中「山林

第20条の4 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)及び(4) 略

3及び4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第3項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1

<u>所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第3項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第3項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第3項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の4第4項」とする。</u> (3)及び(4) 略 6 略	項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第3項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第3項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第3項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の4第4項」とする。 (3)及び(4) 略 6 略
--	--

第2条 三朝町税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
附 則 第1条～第10条 略 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第10条の2 略 <u>2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し</u>	附 則 第1条～第10条 略 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第10条の2 略

た申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u> (2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</u> (3) <u>家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供した年月日</u> (4) <u>当該年度の初日の属する年の1月31日を経過した後に申告書を提出する場合には、同日までに提出することができなかった理由</u> 3 略 4 略 5 略 6 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した3月以内に次に掲げる次項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第8項各号</u>に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(7) 略 7 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>第7条第8項各号</u>に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 第11条～第20条の4 略	2 略 3 略 4 略 5 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した3月以内に次に掲げる次項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第8項各号</u>に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(7) 略 6 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>第7条第8項各号</u>に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 第11条～第20条の4 略
--	---

(三朝町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 三朝町税条例の一部を改正する条例（平成20年三朝町条例第23号）の一部を次のように改正する。

三朝町税条例附則第16条の3を加える改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
(上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例) 第16条の3 当分の間、町民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等(以下この項及び次項において「上場株式等の配当等」という。)を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払いを受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の町民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区別し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額(以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額(上場株式等に係る配当所得の金額(第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第7条第1項の規定は、適用しない。 2 町民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得について第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。 3 第1項の規定の適用がある場合には、次	

に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用について

は、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

(三朝町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 三朝町税条例の一部を改正する条例（平成20年三朝町条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等（以下この条において「削除項等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに削除条項を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号から定める日から施行する。 (1) 略 (2) 附則第20条の4の改正規定（第3項の改正規定に限る。）並びに<u>次条第21項及び第22項の規定</u> 平成21年1月1日 (3) 略 (4) 附則第8条第1項の改正、同条第2項の改正（「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える	附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号から定める日から施行する。 (1) 略 (2) 附則第20条の4の改正規定（第3項の改正規定に限る。）並びに<u>次条第23項及び第24項の規定</u> 平成21年1月1日 (3) 略 (4) 附則第8条第1項の改正、同条第2項の改正（「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える

部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分に限る。）、附則第16条の3を削除し、及び同条を加える改正、附則第19条の5の改正及び同条を附則第19条の6とする改正並びに同条の前に1条を加える改正並びに次条第9項から第15項までの規定 平成22年1月1日 (5) 附則第19条第1項、附則第19条の3を削除し、及び同条を加える改正並びに次条第16項から第20項までの改正規定 平成22年4月1日 (個人の町民税に関する経過措置) 第2条 略 2～5 略 6 平成21年度から平成26年度までの各年度分の個人町民税についての新条例第34条の7の規定の適用については、同条第1項第12号中「第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定営利活動に係る事業」とあるのは、「第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定営利活動に係る事業及び所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）附則第55条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第8条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の18の2第1項に規定する特定地域雇用等促進法人が行う地域再生法の一部を改正する法律（平成20年法律第36号）附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条の規程による改正前の地域再生法第5条第3項第3号に規定する事業」とする。 7～9 略 10 町民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に支払を受けるべき新条例附則第16条の3第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に	部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分に限る。）、附則第16条の3を削除し、及び同条を加える改正、附則第19条の5の改正及び同条を附則第19条の6とする改正並びに同条の前に1条を加える改正並びに次条第9項から第17項までの規定 平成22年1月1日 (5) 附則第19条第1項、附則第19条の3を削除し、及び同条を加える改正並びに次条第18項から第22項までの改正規定 平成22年4月1日 (個人の町民税に関する経過措置) 第2条 略 2～5 略 6 平成21年度から平成26年度までの各年度分の個人町民税についての新条例第34条の7の規定の適用については、同条第1項第12号中「第41条の18の3」とあるのは、「第41条の18の3並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）附則第55条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第8条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の18の2第1項」とする。 7～9 略 10 町民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受けるべき新条例附則第16条の3第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に
--	---

係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する町民税の所得割の額は、同条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8に相当する額とする。

11及び12 略

13 新条例附則第19条の5の規定は、平成22年1月1日以後に町民税の納税義務者が交付を受ける同条第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等について適用する。

係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する町民税の所得割の額は、同条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) 上場株式等に係る課税配当所得の額が100万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8に相当する金額

(2) 上場株式等に係る課税配当所得の金額が100万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

ア 18,000円

イ 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額から100万円を控除した金額の100分の3に相当する金額

11及び12 略

13 新条例附則第19条の5の規定は、平成22年1月1日以後に町民税の納税義務者が交付を受ける同条第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（次項及び第16項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）について適用する。

14 町民税の所得割の納税義務者が新条例第33条第4項の規定により平成22年1月1日から同年12月31日までの期間（第16項において「特例期間」という。）内に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同条第4項に規定する申告書を提出する場合には、新条例附則第19条の5第2項の規定にかかわらず、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座（同項に規定する源泉徴収選択口座をいう。以下この項及び第16項において「源泉徴収選択口座」という。）において前年中に交付を受けた

次の各号に掲げる源泉徴収選択口座内配当等の区分に応じ、当該各号に定める所得についての記載を行うものとする。

(1) 前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、その年中に同一の支払者から支払を受けるべき新条例附則第16条の3第1項に規定する上場株式等の配当等の額の総額が1万円以下であるものとして地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第152号。以下「平成20年改正令」という。）附則第7条第10項で定めるもの（以下この項及び第16項において「小額配当等」という。） 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての小額配当等に係る所得

(2) 前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、小額配当等以外のもの（以下この項及び第16項において「小額配当等以外の配当等」という。） 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての小額配当等以外の配当等に係る所得

15 略

16 町民税の所得割の納税義務者が新条例附則第19条の6第1項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうち地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）附則第3条第16項の特別徴収義務者が同項の規定により特例期間内に交付した源泉徴収選択口座内配当等について徴収すべき県民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる金額がある場合には、新条例附則第19条の6第2項の規定にかかわらず、新条例第33条第4項に規定する申告書には、当該控除した次の各号に掲げる金額の区分に応じ、当該各号に定める

	<u>所得についての記載を行うものとする。</u> <u>(1) 当該控除した金額のうち小額配当等の額から控除した額 当該源泉選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての小額配当等に係る所得</u> <u>(2) 当該控除した金額のうち小額配当等以外の配当等の額から控除した額 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての小額配当等以外の配当等に係る所得</u>
<u>15</u> 略	<u>17</u> 略
<u>16</u> 略	<u>18</u> 略
<u>17</u> 町民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（新条例附則第19条の2第2項に規定する譲渡をいう。）のうち租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、新条例附則第19条第1項の規定により同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として平成20年改正令附則第7条第11項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する町民税の所得割の額は、新条例附則第19条第1項の規定にかかわらず、 <u>上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第19条第2項の規定により読</u>	<u>19</u> 町民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（新条例附則第19条の2第2項に規定する譲渡をいう。）のうち租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、新条例附則第19条第1項の規定により同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として平成20年改正令附則第7条第11項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する町民税の所得割の額は、新条例附則第19条第1項の規定にかかわらず、 <u>次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額とする。</u>

<u>み替えて適用される新条例第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額をいう。）の100分の1.8に相当する金額とする。</u>	(1) <u>上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第19条第2項の規定により読み替えて適用される新条例第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。以下この項において同じ。）が500万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の1.8に相当する金額</u> (2) <u>上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が500万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額</u> ア <u>9万円</u> イ <u>当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から500万円を控除した金額の100の3に相当する金額</u>
<u>18 前項の規定の適用がある場合における新条例附則第19条第2項の規定の適用については、同項第1号中「譲渡所得等の金額」とあるのは「譲渡所得等の金額（当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうち平成20年改正条例附則第2条第17項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額又は当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額）」とする。</u>	<u>20 前項の規定の適用がある場合における新条例附則第19条第2項の規定の適用については、同項第1号中「譲渡所得等の金額」とあるのは「譲渡所得等の金額（当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうち平成20年改正条例附則第2条第19項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額又は当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額）」とする。</u>
<u>19 新条例附則第19条の6第4項の規定の適用がある場合における第17項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（新条例附則第19条の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。</u>	<u>21 新条例附則第19条の6第4項の規定の適用がある場合における第19項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（新条例附則第19条の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。</u>
<u>20 新条例附則第20条第3項の規定の適用がある場合における第17項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とある</u>	<u>22 新条例附則第20条第3項の規定の適用がある場合における第19項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とある</u>

のは「計算した金額（新条例附則第20条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。	のは「計算した金額（新条例附則第20条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。
21 略	23 略
22 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの期間内に新条例附則第20条の4第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは「100分の3」とあるのは「100分の1.8」とする。	24 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの期間内に新条例附則第20条の4第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは「100分の3」とあるのは「100分の1.8」とする。
第3条及び第4条 略	第3条及び第4条 略

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1） 第2条の規定及び附則第3条第3項の規定 平成21年6月4日
- （2） 第1条中三朝町税条例附則第7条の3第1項の改正、同条の次に1条を加える改正、同条例附則第8条第2項の改正（「前条第1項」を「前条」に改める部分を除く。）、同条例附則第16条の4第3項第2号の改正（「第34条の7第1項前段」を「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。）、同条例附則第17条第3項第2号の改正（「第34条の7第1項前段」を「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。）、同条例附則第18条第5項第2号の改正（「第34条の7第1項前段」を「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。）、同条例第19条第2項第2号の改正（「第34条の7第1項前段」を「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。）、同条例附則第19条の2及び第20条の改正、同条例附則第20条の2第2項第2号の改正（「第34条の7第1項前段」を「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。）、同条例附則第20条の4第2項第2号の改正（「第34条の7第1項前段」を「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」に改める部分を除く。）並びに同条第5項第2号の改正（「第34条の7第1項前段」を「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」に改める部分を除く。）並びに第3条の改正 平成22年1月1日
- （3） 第1条中三朝町税条例附則第7条の3第3項、第17条第1項及び第17条の2第3項の改

正並びに次条の規定 平成22年4月1日

(4) 第1条中三朝町税条例附則第20条の2第1項の改正 平成23年1月1日

(5) 第1条中三朝町税条例第54条第6項の改正 農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第 号）の施行の日

(町税に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の三朝町条例（以下「新条例」という。）附則第7条の3第3項の規定は、平成23年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成21年度分までの個人の町民税に係る同項に規定する町民税住宅借入金等特別税額控除申告書の提出については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成21年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成20年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第3項の規定は、平成21年4月1日（以下「施行日」という。）以後に新築された同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新築された第1条の規定による改正前の三朝町税条例附則第10条の2第3項に規定する貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。